

⇨ 相続税の物納の特例の改正

Q : 相続税の物納の特例が改正されたとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

相続税の物納の特例とは、納税者義務者が物納の許可を申請しようとする場合において、その物納に充てようとする財産が登録美術品であるときは、その登録美術品については、第一順位のものとして物納を許可することができるものである。美術品の登録を受けするためには、次のいずれかに該当することが必要でした。

- ① 文化財保護法の規定により重要文化財に指定された美術品
- ② 世界文化の見地から貴重な美術品であり、かつ、その美術品の制作者が生存中でないもの

この制度は、優れた美術品を国が登録し、美術館において公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的として創設されたものですが、制作者が生存中である美術品は物納の適用対象とならないため、相続人がこれを売却し、美術品が海外に流出してしまうという実情がありました。

そこで、今年度の税制改正では、こうした事態を防ぐため、制作者が生存中である美術品も適用対象に含めることとされました。

